

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県公益認定等審議会条例施行規則	1
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則	1
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	16
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	16
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
◎助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則	19
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	20
◎高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	23
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	24
◎高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	28
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与の特例に関する就業規則 (行政管理課)	28
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (")	29

規 則

高知県公益認定等審議会条例施行規則をここに公布する。
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県公益認定等審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県公益認定等審議会条例(平成20年高知県条例第2号)第12条の規定に基づき、高知県公益認定等審

議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、法人を所管する課室(本庁(高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁をいう。以下この条において同じ。))の課及び室(本庁の課の内部組織である室を除く。)をいう。次条において同じ。)において当該所管する法人に係るものを処理し、高知県総務部法務課(同条第4項において「総務部法務課」という。)において総括する。

(幹事長、幹事及び書記)

第3条 審議会に幹事長、幹事及び書記を置く。

- 幹事長は、高知県総務部法務課長をもって充てる。
- 幹事は、法人を所管する課室の長をもって充てる。
- 書記は、総務部法務課及び法人を所管する課室の職員のうちから、知事が任命する。
- 幹事長は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を掌理する。
- 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を処理する。
- 書記は、幹事長又は幹事の指揮を受け、審議会の庶務に従事する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例(平成20年高知県条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県内指定医療機関)

第2条 条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関(以下「県内指定医療機関」という。)は、県内にある次に掲げる病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。)及び診療所(同法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。)とする。

- 分べんを取り扱う病院及び診療所
- 前号に掲げるもののほか、知事が指定する病院及び診療所
(奨学金の貸付けの申請)

第3条 条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式による助産師緊急確保対策奨学金貸付け申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、奨学金に係る申請者が未成年であるときは、当該助産師緊急確保対策奨学金貸付け申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

- 身上調査書(別記第2号様式)
- 戸籍抄本
- 誓約書(別記第3号様式)
- 条例第2条第1項第1号に規定する県外養成施設(以下「県外養成施設」という。)のうち、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修している申請者においては当該県外養成施設の在学証明書及び助産師課程を履修していることを証明する書類、同条第2号の厚生労働大臣の指定した助産師養成所に在学している申請者においては当該県外養成施設の在学証明書
- 県外養成施設の長(県外養成施設が大学であるときにあっては、大学又は学部若しくは学科の長。次条において同じ。)の推薦書
- 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の助産師緊急確保対策奨学金貸付け申請書に署名させなければならない。
3 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
(奨学金の貸付けの決定等の通知)

第4条 知事は、前条第1項の規定による助産師緊急確保対策奨学金貸付け申請書を受理したときは、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、奨学金を貸し付ける者においては別記第4号様式による助産師緊急確保対策奨学金貸付け決定通知書により、奨学金を貸し付けない者においては別記第5号様式による助産師緊急確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書により、当該申請者及び同項第5号に掲げる推薦書を提出した県外養成施設の長にその旨を通知するものとする。
(奨学金の貸付けの時期)

第5条 奨学金の貸付けは、年2回とし、5月(新たに奨学金を貸し付ける年においては、6月)及び10月に貸し付けるものと

する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、4月30日（新たに奨学金の貸付けを受ける年においては、知事が別に定める日）及び9月30日までに別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（連帯保証人の変更）

第6条 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに別記第7号様式による連帯保証人異動報告書に別記第8号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が未成年であるときは、当該連帯保証人異動報告書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

（借受者の届出義務）

第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 在学する県外養成施設を他に転じたとき。
- (3) 県外養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、借受者の身上に異動を生じたとき。

（奨学金の貸付けの一時停止の通知）

第8条 知事は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止するときは、別記第9号様式による助産師緊急確保対策奨学金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。

（奨学金の貸付けの再開の手続）

第9条 条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を申請しようとする借受者は、別記第10号様式による助産師緊急確保対策奨学金再開申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金再開申請書を受理した場合において、奨学金の貸付けを再開することを決定したときは、別記第11号様式による助産師緊急確保対策奨学金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。

（奨学金の貸付けの辞退）

第10条 借受者は、奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、別記第12号様式による助産師緊急確保対策奨学金辞退届を知事に提出しなければならない。

（奨学金の貸付けの取消しの通知）

第11条 知事は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取

り消すときは、別記第13号様式による助産師緊急確保対策奨学金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。

（奨学金の分割償還の承認手続）

第12条 条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸付けを受けた奨学金を直ちに償還することが困難なときその他奨学金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。

2 条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認申請書を受理した場合において、奨学金を分割して償還させることを承認したときは、別記第15号様式による助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

4 奨学金の分割償還は、奨学金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

（奨学金の償還の猶予の承認手続）

第13条 条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第16号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の猶予を承認したときは、別記第17号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

（奨学金の償還の免除の承認手続）

第14条 条例第9条第1項の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間は、月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときあってはこれを1月とし、15日以下のときあってはこれを切り捨てるものとする。

2 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除は、県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間（知事が特に認めるときにあっては、当該借受者の意思によらないで助産師の業務以外の業務に従事した期間を含む。次項において同じ。）が当該借受者に奨学金を貸し付けた期間

（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。同項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用する。

4 前項の場合において、奨学金の一部の償還を免除する額は、同項の奨学金の一部の償還の免除の要件となった県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間を当該借受者に奨学金を貸し付けた期間の4倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸し付けた奨学金の額を乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する場合のほか、知事が奨学金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、奨学金の一部の償還を免除することができる。

6 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第19号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

7 条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第20号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

8 知事は、第2項の規定による助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認申請書、第6項の規定による助産師緊急確保対策奨学金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の免除を承認したときは、別記第21号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

（就業状況等の届出）

第15条 借受者は、県内指定医療機関において助産師の業務に従事するときは、別記第22号様式による助産師業務従事届に当該県内指定医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。助産師の業務に従事する県内指定医療機関を変更したときも、同様とする。

2 借受者は、奨学金の償還が完了するまでの間、退職、県外への転出その他の理由により県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなったときは、直ちに別記第23号様式による助産師業務退職等届を知事に提出しなければならない。

（延滞金）

第16条 条例第10条第1項の規定により延滞金を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第10条第3項の規定に基づき延滞金を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害等の理由により償還すべき日までに奨学金を償還す

- ることができなかつたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、償還すべき日までに奨学金を償還することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
 - (3) 条例第9条の規定に基づき奨学金の全部又は一部の償還を免除するとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。
- 3 条例第10条第3項の規定に基づく延滞金の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞金の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊟
 電話番号
 親権者又は未成年後見人
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号

助産師緊急確保対策奨学金貸付け申請書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けたので、次のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸付け申請額	月 額 円		
貸付け申請期間	年 月 ～ 年 月		
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍			
現住所			
在学する県外養成施設	名称	所在地	
入学年月日	年 月 日	(助産師課程の履修開始 年 月)	
卒業予定年月	年 月		

貸付けを受ける奨学金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。
年 月 日

連帯保証人 本籍
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号
 連帯保証人 本籍
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
 2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。
 3 この申込書には、身上調書(別記第2号様式)、戸籍抄本、誓約書(別記第3号様式)、在学する県外養成施設の在学証明書(大学等で助産師課程を履修しているときは、在学証明書及び助産師課程の履修を証明する書類)、在学する県外養成施設の長(大学のときは、大学又は学部若しくは学科の長)の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

第2号様式 (第3条関係)

身上調書

申請者氏名	㊟		電話番号		
申請者住所					
家 族	続柄	氏名	年齢	職業	摘要
親権者又は未成年後見人					
ふりがな		続柄	生年月日	
氏名	㊟				
本籍					
現住所					
職業				年収	
資産	田畑 山林 その他			貯蓄 負債	円 円
連帯保証人					
申請者との関係	ふりがな 氏名	生年月日	職業	年収	資産
				
				

- 注 1 「家族」欄は、申請者と生計を一にする家族について記入してください。
 2 「親権者又は未成年後見人」欄は、申請者が未成年である場合に記入してください。

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日
高知県知事 様
住所 氏名 ㊟
誓約書
私は、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の規定に基づき奨学金の貸付けを受けることになったときは（受けていますが）、同条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関において助産師の業務に従事することを誓約します。

第4号様式 (第4条関係)
(その1)

第 年 月 日 号

住所 氏名 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

(その2)

第 年 月 日 号

長 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

第5号様式 (第4条関係)
(その1)

第 年 月 号 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

(その2)

第 年 月 号 日

長 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の者に対する奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

奨学金を貸し付けないことに決定した者の氏名

第6号様式 (第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

請求書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 円
ただし、年 月から 年 月までの奨学金として

振込先	
金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

第7号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号
親権者又は未成年後見人
住所
氏名 ㊟
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 変更した連帯保証人
住所
氏名
- 連帯保証人を変更した理由
- 新たな連帯保証人

借受者との関係	フリガナ 氏名	生年月日	職業	年収	資産

- 注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
2 この報告書には、保証書（別記第8号様式）及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

第8号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

新たに連帯保証人となる者

本籍

住所

氏名

電話番号

印

保証書

借受者住所 氏名 は、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸付けを受けている奨学金の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。

第9号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

高知県知事

印

助産師緊急確保対策奨学金一時停止通知書

下記の理由により、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第4条の規定に基づき、
年 月 日から奨学金の貸付けを一時停止します(一時停止しました)ので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

一時停止の理由

第10号様式 (第9条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号

㊟

助産師緊急確保対策奨学金再開申請書

下記のとおり復学し（長期にわたる欠席をやめ）、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 県外養成施設名
- 2 奨学金の一時停止年月日 年 月 日
- 3 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた年月日 年 月 日
- 4 県外養成施設の卒業予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた理由

注 負傷又は疾病のため県外養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席していた場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。

第11号様式 (第9条関係)

第 号
年 月 日住所
氏名 様

高知県知事 ㊟

助産師緊急確保対策奨学金再開決定通知書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第5条の規定に基づき、年 月 日から奨学金の貸付けを再開することを決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

第12号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号



助産師緊急確保対策奨学金辞退届

下記のとおり奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 辞退年月日 年 月 日 (年 月分から)
- 2 辞退する理由

第13号様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事



助産師緊急確保対策奨学金取消し通知書

下記の理由により、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第6条の規定に基づき、
年 月分からの奨学金の貸付けを取り消します(取り消しました)ので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

取消しの理由

第14号様式 (第12条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ④
電話番号

助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認申請書

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割償還を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第12条第2項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金を償還すべき年月日 年 月 日
- 4 奨学金の分割償還をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 5 奨学金の分割償還を申請する理由

第15号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日住所
氏名 様

高知県知事 ④

助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認通知書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり奨学金の分割償還を承認しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第12条第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還させる奨学金の額 円
- 3 奨学金の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

第16号様式 (第13条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号

印

助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の償還の猶予をする予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 奨学金の償還の猶予を申請する理由

第17号様式 (第13条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認通知書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第8条の規定により、年 月 日まで奨学金の償還を猶予しますので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

第18号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第2項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において助産師の業務に従事した期間等
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ()
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ()
- 4 奨学金の償還の免除を申請する理由

第19号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

助産師緊急確保対策奨学金償還一部免除承認申請書

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第6項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の一部の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において助産師の業務に従事した期間等
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ()
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ()
- 4 奨学金の一部の償還の免除を申請する理由

第20号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者その他の者

住所

氏名

電話番号

㊤

助産師緊急確保対策奨学金償還 (一部) 免除承認申請書

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の(一部の)償還の免除を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第7項の規定により申請します。

記

- | | | |
|---------------------------|-------|-------|
| 1 奨学金の貸付けを受けた期間 | 年 月から | 年 月まで |
| 2 貸付けを受けた奨学金の額 | | 円 |
| 3 償還済みの奨学金の額 | | 円 |
| 4 未償還の奨学金の額 | | 円 |
| 5 奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由 | | |

- 注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

第21号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

高知県知事

㊤

助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認通知書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の償還を免除しますので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第8項の規定により通知します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 貸し付けた奨学金の額 | 円 |
| 2 償還済みの奨学金の額 | 円 |
| 3 未償還の奨学金の額 | 円 |
| 4 償還を免除する奨学金の額 | 円 |

第22号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

助産師業務従事届

下記のとおり助産師の業務に従事することになりましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第15条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 助産師の業務に従事する県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 従事する県内指定医療機関内の部署
- 3 助産師の業務に従事する期間
年 月 日から 年 月 日まで

注 この届けには、助産師の業務に従事する県内指定医療機関の長の証明書を添えてください。

第23号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

助産師業務退職等届

下記のとおり県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなりましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 助産師の業務に従事していた県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 助産師の業務に従事しなくなった年月日
年 月 日
- 3 助産師の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実を記入してください。）

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

私立学校審議会委員

」

を

「

私立学校審議会委員
公益認定等審議会の委員及び専門委員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
 第315条の表中

高知県公文書開示審査会	高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第16条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定についての不服申立てに関し実施機関からの諮問に応じ審査する事務及び同条第2項の規定による公文書開示制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べる事務	県政情報課
-------------	---	-------

を

高知県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下この項において「認定法」という。）第51条において読み替えて準用する認定法第43条第1項及び第3項の規定による知事の諮問に応じたの審議、認定法第52条において読み替えて準用する認定法第44条の規定による諮問に対する答申及び当該答申の公表等、認定法第54条において読み替えて準用する認定法第46条の規定による知事への勧告等、認定法第55条において準用する認定法第47条の規定による関係者への資料の提出その他の協力の求め並びに認定法第59条第2項の規定により読み替えて適用される認定法第27条第1項の規定による公益法人からの報告の徴収等並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。）第138条第2項において読み替えて準用する整備法第133条第2項から第4項までの規定による知事の諮問に応じたの審議、整備法第139条において読み替えて準用する認定法第44条の規定による諮問に対する答申及び当該答申の公表等、整備法第141条において読み替えて準用する整備法第136条の規定による知事への勧告等、整備法第142条において準用する認定法第47条の規定による関係者への資料の提出その他の協力の求め並びに整備法第143条第2項の規定により読み替えて適用される整備法第128条第1項の規定による移行法人からの報告の徴収等に関する事務	法務課
-------------	--	-----

高知県公文書開 示審査会	高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第 16条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決 定についての不服申立てに関し実施機関からの諮問に 応じ審査する事務及び同条第2項の規定による公文書 開示制度の運営に関する重要事項について実施機関に 意見を述べる事務	県政情報課
-----------------	---	-------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3条第1項又は第2項」を「第3条第1項、第2項又は第4項」に改める。

第6条第1項中「第4条」を「第4条第1項第1号」に改める。

別記第3号様式中

「

過疎地域	農村工業等導入地区
------	-----------

」

を

「

過疎地域	農村工業等導入地区	同意集積区域
------	-----------	--------

」

に、

「

備 考	
-----	--

」

を

「

備 考	
-----	--

」

企業立地計画の承認年月日 (同意集積区域の場合)	年 月 日
-----------------------------	-------

に、「課税免除の要件等に関する明細書」を「課税免除の要件等に関する明細書（別記第4号様式）」に、

「8 事業所の所在地を示す地図」

を

「8 事業所の所在地を示す地図

9 同意集積区域に係る届出の場合は、1から8までの書類のほか、次の書類

(1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形

成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第15条第2項に規定する承認企業立地計画に係る申請書類及び知事の承認書の写し
 (2) 土地の売買契約書及びその領収書の写し
 10 その他知事が必要と認める書類
 に改める。
 別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

課税免除の要件等に関する明細書

事業年度 (年)	
法人名 (氏名)	

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の業種			
主要な生産品目			
増加生産額	百万円		
新增設の区分	新設	増設	
新增設に係る事業用設備又は特定事業施設の操業開始の日	(一部操業) (全部操業)	年 月 日 年 月 日	
青色申告書の提出の有無	有	無	
新增設に係る事業用設備又は特定事業施設の用に供する家屋等の取得価額の合計額	円		

農村工業等導入地区で、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業に係る課税免除を申請する場合は、次の表にも記入してください。

増加雇用者の明細	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	事業年度又は年	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	操業開始の日を含む事業年度又は年												
	その前事業年度又は前年												

(裏面)

事業用設備又は特定事業施設の用に供する家屋等	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	特別償却の有無	備 考

注 「特定事業施設の用に供する家屋等」とは、過疎地域等における県税の課税免除に関する条例第 2 条第 8 号に規定する特定事業施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地のことをいいます。

別記第 9 号様式中

「過疎地域 農村工業等導入地区」
を
「過疎地域 農村工業等導入地区 同意集積区域」

に改める。

- 附 則**
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年 3 月25日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第23号**  
**助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則**

助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（昭和37年高知県規則第56号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項第 4 号中「養成施設又は大学の長（次条において「学校長」という。）」を「養成施設（条例第 2 条第 1 号に規定する養成施設をいう。以下同じ。）の長」に改める。  
第 4 条中「学校長」を「在学する養成施設の長」に改める。  
本則に次の 1 条を加える。  
(延滞利子)  
**第15条** 条例第 9 条第 1 項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。  
2 条例第 9 条第 3 項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。  
(1) 災害等の理由により償還すべき日までに奨学金を償還することができなかったとき。  
(2) 前号に掲げる場合のほか、償還すべき日までに奨学金を償還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。  
(3) 条例第 8 条の規定により奨学金の全部又は一部の償還を免除するとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第 9 条第 3 項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。別表中「中央医療圏」を「中央保健医療圏」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 24 号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成 19 年高知県規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 3 条中「第 1 条」を「第 2 条第 3 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 4 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条中「第 1 条」を「第 2 条第 3 号」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（指定特定診療科目に係る知事が指定する特定診療科目）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号イに規定する指定特定診療科目（第 19 条第 3 項において「指定特定診療科目」という。）のうち、知事が指定する特定診療科目は、小児科、麻酔科及び脳神経外科とする。

第 6 条中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 3 条第 1 項又は第 2 項」を「第 3 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項」に、「同じ。」又は「」を「同じ。）、初期臨床研修特別貸付金（条例第 2 条第 2 号に規定する初期臨床研修特別貸付金をいう。以下同じ。）又は」に、「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 3 号」に、「医師養成奨学貸付金貸与申請書」を「医師養成奨学貸付金貸与申請書に、初期臨床研修特別貸付金にあっては別記第 2 号様式による初期臨床研修特別貸付金貸与申請書」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同項第 1 号中「別記第 3 号様式」を「別記第 4 号様式」に改め、同項第 3 号中「別記第 4 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同項第 4 号中「在学証明書」を「在学証明書、初期臨床研修特別貸付金にあっては初期臨床研修（条例第 1 条に規定する初期臨床研修をいう。以下同じ。）の期間、研修内容等を証明する書類」に改め、同項第 5 号中「学部の長の推薦書」を「学部の長の推薦書、

初期臨床研修特別貸付金にあっては初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院の長の推薦書」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」を「初期臨床研修特別貸付金及び特定科目後期臨床研修奨励貸付金」に改め、同条第 2 項中「医師養成奨学貸付金貸与申請書」を「医師養成奨学貸付金貸与申請書、初期臨床研修特別貸付金貸与申請書」に改め、同条第 3 項中「第 10 条において」を「以下」に改める。

第 8 条中「医師養成奨学貸付金貸与申請書」を「医師養成奨学貸付金貸与申請書、初期臨床研修特別貸付金貸与申請書」に、「医師養成奨学貸付金又は」を「医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は」に、「別記第 5 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）貸与決定通知書」を「別記第 6 号様式による貸付金貸与決定通知書」に、「別記第 6 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）貸与不承認決定通知書」を「別記第 7 号様式による貸付金貸与不承認決定通知書」に、「学部の長」を「学部の長、初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院の長」に改める。

第 9 条第 2 項中「別記第 7 号様式」を「別記第 8 号様式」に改める。

第 10 条中「別記第 8 号様式」を「別記第 9 号様式」に、「別記第 9 号様式」を「別記第 10 号様式」に改める。

第 11 条第 2 号ア中「別記第 10 号様式」を「別記第 12 号様式」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 初期臨床研修特別貸付金にあっては、次に掲げる書類

ア 初期臨床研修報告書（別記第 11 号様式）

イ 第 7 条第 1 項第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる書類

第 12 条第 2 号中「専攻課程」を「専攻課程、初期臨床研修の研修課程」に改め、同条第 3 号中「又は長期にわたって」を「又は長期にわたって初期臨床研修若しくは」に改める。

第 13 条中「別記第 11 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）一時停止通知書」を「別記第 13 号様式による貸付金一時停止通知書」に改める。

第 14 条第 1 項中「別記第 12 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）再開申請書」を「別記第 14 号様式による貸付金再開申請書」に改め、同条第 2 項中「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）再開申請書」を「貸付金再開申請書」に、「別記第 13 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）再開決定通知書」を「別記第 15 号様式による貸付金再開決定通知書」に改める。

第 15 条中「別記第 14 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）辞退職」を「別記第 16 号様式による貸付金辞退職」に改める。

第 16 条中「別記第 15 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科

目後期臨床研修奨励貸付金）取消し通知書」を「別記第 17 号様式による貸付金取消し通知書」に改める。

第 17 条第 2 項中「別記第 16 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）分割償還承認申請書」を「別記第 18 号様式による貸付金分割償還承認申請書」に改め、同条第 3 項中「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）分割償還承認申請書」を「貸付金分割償還承認申請書」に、「別記第 17 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）分割償還承認通知書」を「別記第 19 号様式による貸付金分割償還承認通知書」に改める。

第 19 条第 1 項中「別記第 18 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還猶予承認申請書」を「別記第 20 号様式による貸付金償還猶予承認申請書」に改め、同条第 2 項中「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還猶予承認申請書」を「貸付金償還猶予承認申請書」に、「別記第 19 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還猶予承認通知書」を「別記第 21 号様式による貸付金償還猶予承認通知書」に改め、同条第 3 項中「及び県内指定支援医療機関において」を「、県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間及び県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の」に改め、「県内の」を削る。

第 20 条第 2 項中「別記第 20 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還免除承認申請書」を「別記第 22 号様式による貸付金償還免除承認申請書」に改め、同条第 3 項中「いずれかが、」を「いずれかが、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者にあっては同項第 2 号アからオまでに掲げる期間のいずれかが、」に、「同項第 2 号アからウまで」を「同項第 3 号アからウまで」に改め、同条第 4 項中「又は同項第 2 号アからウまで」を「、同項第 2 号アからオまで又は同項第 3 号アからウまで」に改め、同条第 6 項中「別記第 21 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還一部免除承認申請書」を「別記第 23 号様式による貸付金償還一部免除承認申請書」に改め、同条第 7 項中「別記第 22 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還（一部）免除承認申請書」を「別記第 24 号様式による貸付金償還（一部）免除承認申請書」に改め、同条第 8 項中「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還免除承認申請書」を「貸付金償還免除承認申請書」に、「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還一部免除承認申請書」を「貸付金償還一部免除承認申請書」に、「別記第 23 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還（一部）免除承認申請書」を「貸付金償還（一部）免除承認申請書」に、「別記第 23 号様式による医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）償還免除承認通知書」を「別記第 25 号様式による貸付金償還免除承認通知書」に改める。

第21条第1項中「(条例第1条に規定する初期臨床研修をいう。以下この条において同じ。)を受ける」を「(医師法(昭和23年法律第201号)第6条第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。以下この条において同じ。)」に、「別記第24号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条第2項中「別記第25号様式」を「別記第27号様式」に改め、同条第3項中「別記第26号様式」を「別記第28号様式」に、「別記第27号様式」を「別記第29号様式」に改め、同項第4号中「、県外への転出」を削る。

別記第1号様式注を次のように改める。

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
- 2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。
- 3 この申込書には、身上調査(別記第4号様式)、戸籍抄本、誓約書(別記第5号様式)、在学する大学の在学証明書、在学する大学又は学部の長の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

別記第27号様式中「退職、県外への転出等」を「退職等」に改め、同様式を別記第29号様式とする。

別記第26号様式を別記第28号様式とし、別記第25号様式を別記第27号様式とし、別記第24号様式を別記第26号様式とする。

別記第23号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)償還免除承認通知書」を「貸付金償還免除承認通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第25号様式とする。

別記第22号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)償還(一部)免除承認申請書」を「貸付金償還(一部)免除承認申請書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第24号様式とする。

別記第21号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)償還一部免除承認申請書」を「貸付金償還一部免除承認申請書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第20号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)償還免除承認申請書」を「貸付金償還免除承認申請書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第19号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研

修奨励貸付金)償還猶予承認通知書」を「貸付金償還猶予承認通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第18号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)償還猶予承認申請書」を「貸付金償還猶予承認申請書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第17号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)分割償還承認通知書」を「貸付金分割償還承認通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第16号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)分割償還承認申請書」を「貸付金分割償還承認申請書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第15号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)取消し通知書」を「貸付金取消し通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第14号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)辞退届」を「貸付金辞退届」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第13号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)再開決定通知書」を「貸付金再開決定通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第12号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研修奨励貸付金)再開申請書」を「貸付金再開申請書」に、「() (特定科目後期臨床研修)を「() (初期臨床研修(特定科目後期臨床研修))」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に、「大学名」を「大学名、初期臨床研修を受けている県内の管理型臨床研修病院名」に、「やめ、又は」を「やめ、又は初期臨床研修若しくは」に、「卒業又は」を「卒業又は初期臨床研修若しくは」に、「欠席し、又は」を「欠席し、又は初期臨床研修若しくは」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第11号様式中「医師養成奨学貸付金(特定科目後期臨床研

修奨励貸付金)一時停止通知書」を「貸付金一時停止通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第10号様式を別記第12号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第11号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

初期臨床研修報告書

年 月 日から 年 月 日までに受けました初期臨床研修について、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

初期臨床研修を実施している県内の管理型臨床研修病院の名称及び所在地	
初期臨床研修の研修内容等	
初期臨床研修の研修到達目標に対する達成度	
初期臨床研修の研修指導医の研修評価	研修指導医 ㊟

別記第9号様式中「第2項」を「第2項・第3項」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」を「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第8号様式注を次のように改め、同様式を別記第9号様式とする。

- 注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
- 2 この報告書には、保証書（別記第10号様式）及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

別記第7号様式中「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」を「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）貸与不承認決定通知書」を「貸付金貸与不承認決定通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「医師養成奨学貸付金（特定科目後期臨床研修奨励貸付金）貸与決定通知書」を「貸付金貸与決定通知書」に、「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」の「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「特定科目後期臨床研修奨励貸付金」を「初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式注を次のように改め、同様式を別記第4号様式とする。

- 注 1 「家族」欄は、申請者と生計を一にする家族について記入してください。
- 2 「親権者又は未成年後見人」欄は、申請者が未成年である場合に記入してください。

別記第2号様式中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式 (第7条関係)

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

初期臨床研修特別貸付金貸与申請書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第2項の規定に基づき初期臨床研修特別貸付金の貸与を受けたいので、次のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸与申請期間	年 月 ~ 年 月		
ふりがな	生年月日 年 月 日		
氏名			
本籍			
現住所			
初期臨床研修を受ける 県内の管理型臨床研修 病院	名称	所在地	
初期臨床研修 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	医籍登録番号及び 登録年月日	年 月 日

貸与を受ける初期臨床研修特別貸付金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。

年 月 日

連帯保証人 本籍
住所
氏名 ㊟
電話番号

連帯保証人 本籍
住所
氏名 ㊟
電話番号

- 注 1 この申請書に押印した申請者及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。
- 2 この申込書には、身上調査（別記第4号様式）、戸籍抄本、誓約書（別記第5号様式）、初期臨床研修の期間、研修内容等を証明する書類、初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院長の推薦書、申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書、医師免許証の写し並びに申請者の給与支払額等証明書を添えてください。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和46年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「875円」を「2,325円」に、「290円」を「775円」に、「1,125円」を「2,850円」に、「375円」を「950円」に、「1,500円」を「3,575円」に、「500円」を「1,190円」に、「1,480円」を「3,460円」に、「460円」を「1,075円」に、「1,780円」を「3,760円」に、「555円」を「1,175円」に、「2,160円」を「4,140円」に、「675円」を「1,290円」に、「2,660円」を「4,660円」に、「830円」を「1,455円」に改め、同表の2の表中「875円」を「2,325円」に、「290円」を「775円」に、「1,125円」を「2,850円」に、「375円」を「950円」に、「1,500円」を「3,575円」に、「500円」を「1,190円」に、「1,850円」を「4,325円」に、「615円」を「1,440円」に、「2,225円」を「4,700円」に、「740円」を「1,565円」に、「2,700円」を「5,175円」に、「900円」を「1,725円」に、「3,325円」を「5,825円」に、「1,105円」を「1,940円」に改める。

別記第5号様式裏面中「高知県健康福祉部障害福祉課」を「高知県健康福祉部障害保健福祉課」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第15号。以下この項において「改正条例」という。）附則第2項の規定の適用を受ける者については、この規則による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条1項の規定は、次に定めるところにより読み替えて適用するものとする。  
(1) 改正条例附則第2項第1号に掲げる者については、新規則第6条第1項中「別表第2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年高知県規則第15号）附則別表第1」と読み替える。  
(2) 改正条例附則第2項第2号に掲げる者については、新規

則第6条第1項中「別表第2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年高知県規則第15号）附則別表第2」と読み替える。  
 (3) 改正条例附則第2項第3号に掲げる者については、新規則第6条第1項中「別表第2」とあるのは、「高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年高知県規則第15号）附則別表第3」と読み替える。

**附則別表第1**（附則第2項関係）

| 加入時の年齢区分     | 加入者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。 | 加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。 | 加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 35歳未満の者      | 1,400円                                                                 | 465円                                    | 知事が適当と認める額                                        |
| 35歳以上40歳未満の者 | 1,725円                                                                 | 575円                                    |                                                   |
| 40歳以上45歳未満の者 | 2,175円                                                                 | 725円                                    |                                                   |
| 45歳以上50歳未満の者 | 2,120円                                                                 | 660円                                    |                                                   |
| 50歳以上55歳未満の者 | 2,320円                                                                 | 725円                                    |                                                   |
| 55歳以上60歳未満の者 | 2,560円                                                                 | 800円                                    |                                                   |
| 60歳以上65歳未満の者 | 2,900円                                                                 | 905円                                    |                                                   |

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

**附則別表第2**（附則第2項関係）

| 口数追加時の年齢区分   | 加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。 | 加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。 | 加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。 |
|--------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 35歳未満の者      | 1,400円                                                   | 465円                                    | 知事が適当と認める額                                        |
| 35歳以上40歳未満の者 | 1,725円                                                   | 575円                                    |                                                   |
| 40歳以上45歳未満の者 | 2,175円                                                   | 725円                                    |                                                   |
| 45歳以上50歳未満の者 | 2,650円                                                   | 880円                                    |                                                   |
| 50歳以上55歳未満の者 | 2,900円                                                   | 965円                                    |                                                   |
| 55歳以上60歳未満の者 | 3,200円                                                   | 1,065円                                  |                                                   |
| 60歳以上65歳未満の者 | 3,625円                                                   | 1,205円                                  |                                                   |

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

**附則別表第3**（附則第2項関係）

| 昭和61年4月1日における年齢区分 | 加入者が生活保護法による保護を受けているか、又は前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属しているとき。 | 加入者が前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属しているとき。 | 加入者が被災その他特別な事由のため掛金の一部又は全部を納付することができない相当の事由があるとき。 |
|-------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                   |                                                          |                                         |                                                   |

|              | かった世帯に属しているとき。 |      | 由があるとき。    |
|--------------|----------------|------|------------|
| 35歳未満の者      | 1,400円         | 465円 | 知事が適当と認める額 |
| 35歳以上40歳未満の者 | 1,725円         | 575円 |            |
| 40歳以上45歳未満の者 | 2,175円         | 725円 |            |
| 45歳以上の者      | 2,650円         | 880円 |            |

注 掛金を減額する期間は、掛金の減額の申請のあった日の属する月から掛金の減額の事由がなくなった日の属する月までとする。

~~~~~  
 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「高知県立牧野植物園牧野富太郎記念館利用施設利用許可申請書」を「高知県立牧野植物園利用施設利用許可申請書」に、「牧野富太郎記念館の」を「高知県立牧野植物園の」に、「展示館階段広場」を「展示館階段広場・南園展望デッキ」に改める。

別記第3号様式中「高知県立牧野植物園牧野富太郎記念館利用施設利用許可書」を「高知県立牧野植物園利用施設利用許可書」に、「牧野富太郎記念館の」を「高知県立牧野植物園の」に、「展示館階段広場」を「展示館階段広場・南園展望デッキ」に、「植物園の関係職員」を「高知県立牧野植物園の関係職員」に改める。

別記第4号様式注4中「植物園」を「高知県立牧野植物園」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊤
(電話番号)
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立牧野植物園利用施設使用料減額(免除)承認申請書

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第16条第3項において準用する同条例第14条の規定に基づき高知県立牧野植物園の利用施設の利用について使用料の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的(催物の名称及び内容)					
利用責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号			
	氏 名				
利用施設	映像ホール・アトリエ実習室・体験学習室・和室・企画展示室・植物画ギャラリー・本館木製デッキ・展示館木製デッキ・展示館階段広場・南園展望デッキ				
利用期間	年 月 日 () 時 分から		年 月 日 () 時 分まで 日間		
減額又は免除を受けようとする理由					
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額		円		
	減額又は免除をする使用料の額		円		
	決定した使用料の額		円		
※ 決 裁 欄	※ 受付年月日		年 月 日		
	※ 決定年月日		年 月 日		
	※ 決定番号		第 号		
	※ 通知年月日		年 月 日		
	※ 還付年月日		年 月 日		

注 ※印欄は、記載しないでください。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式 (第10条関係)

様

第 号
年 月 日

高知県知事 印

高知県立牧野植物園利用施設使用料減額(免除)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立牧野植物園の利用施設の使用料の減額(免除)の申請については、高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第16条第3項において準用する同条例第14条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用目的(催物の名称及び内容)			
利用責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号	
	氏 名		
利用施設	映像ホール・アトリエ実習室・体験学習室・和室・企画展示室・植物画ギャラリー・本館木製デッキ・展示館木製デッキ・展示館階段広場・南園展望デッキ		
利用期間	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで	日間
正規の使用料の額			円
減額又は免除をする使用料の額			円
決定した使用料の額			円

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立牧野植物園利用施設使用料還付請求書

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第16条第3項において準用する同条例第15条ただし書の規定に基づき高知県立牧野植物園の利用施設の使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用目的（催物の名称及び内容）					
利用責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号			
	氏 名				
利用施設	映像ホール・アトリエ実習室・体験学習室・和室・企画展示室・植物画ギャラリー・本館木製デッキ・展示館木製デッキ・展示館階段広場・南園展望デッキ				
利用の許可年月日及び許可番号並びに利用期間	年 月 日	第 号	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで	日間
還付を請求する理由					
使用料の納付年月日	年 月 日				
還付を請求する使用料の額	円				
既納の使用料の額	円				
※ 決定した使用料の額	円				
※ 還付する金額	円				
※ 決裁欄	※受付年月日	年 月 日			
	※決定年月日	年 月 日			
	※決定番号	第 号			
	※通知年月日	年 月 日			
	※還付年月日	年 月 日			

- 注 1 ※印欄は、記載しないでください。
2 使用料の領収証を添えてください。

別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式 (第11条関係)

様

第 号
年 月 日

高知県知事 印

高知県立牧野植物園利用施設使用料還付決定通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立牧野植物園の利用施設の使用料の還付の請求については、高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第16条第3項において準用する同条例第15条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用施設	映像ホール・アトリエ実習室・体験学習室・和室・企画展示室・植物画ギャラリー・本館木製デッキ・展示館木製デッキ・展示館階段広場・南園展望デッキ
使用料の納付年月日	年 月 日
既納の使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する金額	円

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第27号

## 高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年高知県規則第12号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

-----

告 示  
議 会 告 示  
教 育 委 員 会 告 示  
警 察 本 部 告 示

-----

## 高知県告示第195号

## 高知県議会告示第2号

## 高知県教育委員会告示第3号

## 高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与の特例に関する就業規則を次のように定める。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県議会議長 西森 潮三  
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典  
高知県警察本部長 鈴木 基久

## 技能職員の給与の特例に関する就業規則

(給料月額の特例)

## 第1条 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10

高知県告示第645号

月 高知県議会議長告示第1号  
高知県教育委員会告示第30号。以下「就業規則」という。）  
高知県警察本部告示第1号

別表第1の技能職給料表の適用を受ける職員（次条において「技能職員」という。）に係る平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間（同条において「特例期間」という。）における給料月額は、就業規則第2条から第4条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎給料月額」という。）からその額に次の各号に掲げる

職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額（就業規則第 5 条の規定により一般職員の例によることとされる勤務しない 1 時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。次条において同じ。）、給料の調整額及び勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

- (1) 就業規則第 5 条の規定により、職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 34 号。次条において「職員の条例」という。）第 21 条第 5 項の人事委員会規則で定める職員の職にある職員の例によることとされる職員（次号において「加算を受ける職員」という。）のうち、同項の人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合の例によることとされる割合（同号において「加算割合」という。）が 100 分の 10 である職員 100 分の 3
- (2) 加算を受ける職員のうち、加算割合が 100 分の 5 である職員 100 分の 2.5
- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 2  
（給料の調整額の特例）

**第 2 条** 技能職員に係る特例期間における給料の調整額は、就業規則第 4 条の 2 及び就業規則第 5 条の規定によりその例によることとされる職員の条例第 8 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎調整額」という。）からその額に前条各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。

**附 則**

（施行期日）

- この就業規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
（技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部を改正する就業規則の一部改正）
- 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部を改正する就業規則（平成 17 年 11 月高知県告示第 785 号・高知県議会告示第 5 号・高知県教育委員会告示第 7 号・高知県警察本部告示第 3 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 8 項中「技能職員の給与の特例に関する就業規則（平成 16 年 12 月高知県告示第 742 号・高知県議会告示第 4 号・高知県教育委員会告示第 9 号・高知県警察本部告示第 2 号）第 1 条」を「技能職員の給与の特例に関する就業規則（平成 20 年 3 月高知県告示第 195 号・高知県議会告示第 2 号・高知県教育委員会告示第 3 号・高知県警察本部告示第 2 号）第 1 条」に改める。

高知県告示第 196 号  
高知県議会告示第 3 号  
高知県教育委員会告示第 4 号  
高知県警察本部告示第 3 号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和 32 年 10 月高知県告示第 645 号  
高知県議会議長告示第 1 号  
高知県教育委員会告示第 30 号  
高知県警察本部告示第 1 号）の一部

を次のように改正する。  
平成 20 年 3 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県議会議長 西森 潮三  
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典  
高知県警察本部長 鈴木 基久

別表第 4（その 1）中

|                    |                                 |   |
|--------------------|---------------------------------|---|
| 身体障害者リハビリテーションセンター | 入所者の介護等の業務に直接従事することを本務とする寮母及び寮父 | 3 |
|--------------------|---------------------------------|---|

を

|          |                                  |   |
|----------|----------------------------------|---|
| 療育福祉センター | 病棟における入所児童の支援業務に直接従事することを本務とする職員 | 1 |
|----------|----------------------------------|---|

に改める。

**附 則**

この就業規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。